

# 町営住宅入居者募集要項(随時募集)

申込み・問い合わせ先  
小布施町役場 建設水道課 都市・建設係 電話 214-9105

## 1. 募集住宅

団地名	所在地	入居可能時期	募集戸数	月額家賃	構造	間取り	タイプ	竣工年度	トイレ	備考
水上団地	上高井郡小布施町 大字雁田 992-9	約2週間後	1戸	23,400円～ ※家賃は所得により 異なります。	木造 2階建	3DK (約74㎡)	Aタイプ 3~4人	平成11年度	水洗	風呂有り、風呂給湯器、調理器、台所湯沸器、照明器具は、入居者が用意する。

※入居時の家賃の3ヵ月分を敷金として徴収します。

※駐車場を使用する場合、月額2,000円、2台目以降は1台につき3,000円を徴収します。また、共有部分の電気使用料を年1,000円程度徴収します。

◆ ファミリータイプの募集のため単身入居の申し込みの受付は不可。

## 2. 随時募集期間 令和6年3月4日(月)～

※先着順で受け付け、入居者が決定次第募集を終了します。

※受付は窓口のみです。郵送及び電話による申込みはできません。

## 3. 入居申込み資格

- (1) 原則として現在同居し、また同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情がある者、その他婚姻の予約者を含む。)がいること。
- (2) 申込者および同居しようとする親族の令和4年分の合計収入が、小布施町町営住宅の設置及び管理に関する条例第6条で定める額以下(裏面「申込資格における収入基準」の項参照)であること。
- (3) 住宅に困っていることが明らかなこと。
- (4) 税・料金等を滞納していないこと。
- (5) 原則として他の公営住宅に入居していないこと
- (6) 暴力団員でないこと。

## 4. 申込書類

- (1) 町営住宅入居申込書
- (2) 住民票の謄本・・・入居予定者全員の住民票の写し。市町村役場で発行(小布施町役場の交付窓口・・・住民係・手数料300円)
- (3) 令和5年度(令和4年分)の所得証明書(所得のわかる書類)・・・入居予定者全員分(中学生以下の者を除く)。市町村役場で発行(小布施町役場所得証明書交付窓口・・・税務係・会計室1通につき手数料300円)。
- (4) 令和5年度の納税証明書・・・入居予定者全員分(中学生以下の者を除く)。市町村役場で発行(小布施町役場の納税証明書交付窓口・・・税務係・会計室1通につき手数料300円)
- (5) 前年の収入と比べ著しい変動があった者は、その事実を証明する書類
- (6) 婚姻予定の者(入居日より3ヶ月以内に婚姻する者)は、所定の婚姻予定証明書
- (7) 離婚調停中の者は、家庭裁判所等の公的証明書又は誓約書等
- (8) 裁量世帯(裏面「裁量世帯とは」の項参照)の場合は、その事実を証明する書類

5. その他申込時注意事項

- (1) 住宅では他の入居者と共同で生活することになります。水上自治会と水上町営住宅管理組合に入っていただくこととなりますので、ご理解のうえ、お申し込みください。
- (2) 入居者となった場合、連帯保証人は原則として小布施町内に居住し入居申込者と同程度の収入がある方。なお、入居者と連帯して家賃・損害賠償金その他の債務について、入居時の家賃の月額20月分に相当する限度額の範囲債務を負う連帯保証人の誓約書が必要になります。
- (3) 住宅の家賃は、入居世帯の収入や法令の定めるところにより、毎年度、個々に算定します。収入が高額になると割増しされた家賃になります。
- (4) 犬や猫など、他の入居者に迷惑となるペットの飼育はできません。現在飼育している人は、入居前に他人に譲るなどしてください。
- (5) 将来退去される際は、模様替えや破損部分の現状復旧と、修繕費用(畳表替え・ふすまの張り替え等)をご負担いただきます。
- (6) 入居申込資格等に事実と相違する事項があった場合、申込手続きを完了しない場合は、入居の取消しをすることがあります。

※**裁量世帯**とは、申込者または同居者が主に次のいずれかに該当する場合です。

- (1) 身体障がい者 身体障がい者手帳1級から4級の交付を受けている者
- (2) 精神障がい者 精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から2級までのいずれかに該当する程度の者
- (3) 知的障がい者 (2)に規定する精神障がいの規定に相当する程度と認められる者
- (4) 高齢者等 申込者が60歳以上であり、かつ、同居者全員が60歳以上または18歳未満である者
- (5) 子育て世帯 同居者に15歳に達する日以後の最初の3月31日にまでの間にある者がいる場合(中学校卒業時まで)

※**申込資格における収入基準**(控除については、申込時の年齢によります)

申込者及び同居予定親族(婚約者等を含む。)で、収入のある者全員の所得金額(1年間における所得税法によって算出した所得額)の合計から、次に掲げる額を控除した額を12で除した額(収入月額)が、158,000円以下(裁量世帯は259,000円以下)であることが必要です。

- (1) 同居親族及び扶養親族1人につき380,000円
- (2) 給料所得者又は公的年金等所有者1人につき100,000円(その者の所得金額が、100,000円未満である場合には、その金額の全部)
- (3) 老人扶養親族(70歳以上の者)1人につき100,000円(同一生計配偶者70歳以上も含む。)
- (4) 特定扶養親族(16歳~22歳の者)1人につき250,000円
- (5) 障がい者1人につき270,000円(特別障がい者は400,000円)
- (6) ひとり親1人につき350,000円(所得税法の規定における控除対象である者。また、その者の所得金額が、350,000円未満である場合には、その金額の全部)
- (7) 寡婦1人につき270,000円((所得税法の規定における控除対象である者。また、その者の所得金額が、270,000円未満である場合には、その金額の全部))

※寡婦控除については、ひとり親控除に該当しない者が対象となります。

例>給与所得者が2人の場合の計算例(同居予定親族4人、特定扶養親族1人)

区分	所得証明書上の表示	給与収入額	給与所得額
	源泉徴収票上の表示	支払金額	給与所得控除後の金額
収入額		3,242,000円	(A) 2,090,000円
		1,418,000円	(B) 770,000円
世帯合計所得金額			(A)+(B) 2,860,000円

・世帯合計所得金額(A+B) 2,860,000円 - 一般控除(380,000円×3人) 1,140,000円 - 特別控除(特定扶養親族)250,000円=控除後総所得金額 1,470,000円  
 ・1,470,000円 ÷ 12月 = 122,500円(158,000円以下のため申込資格があります)